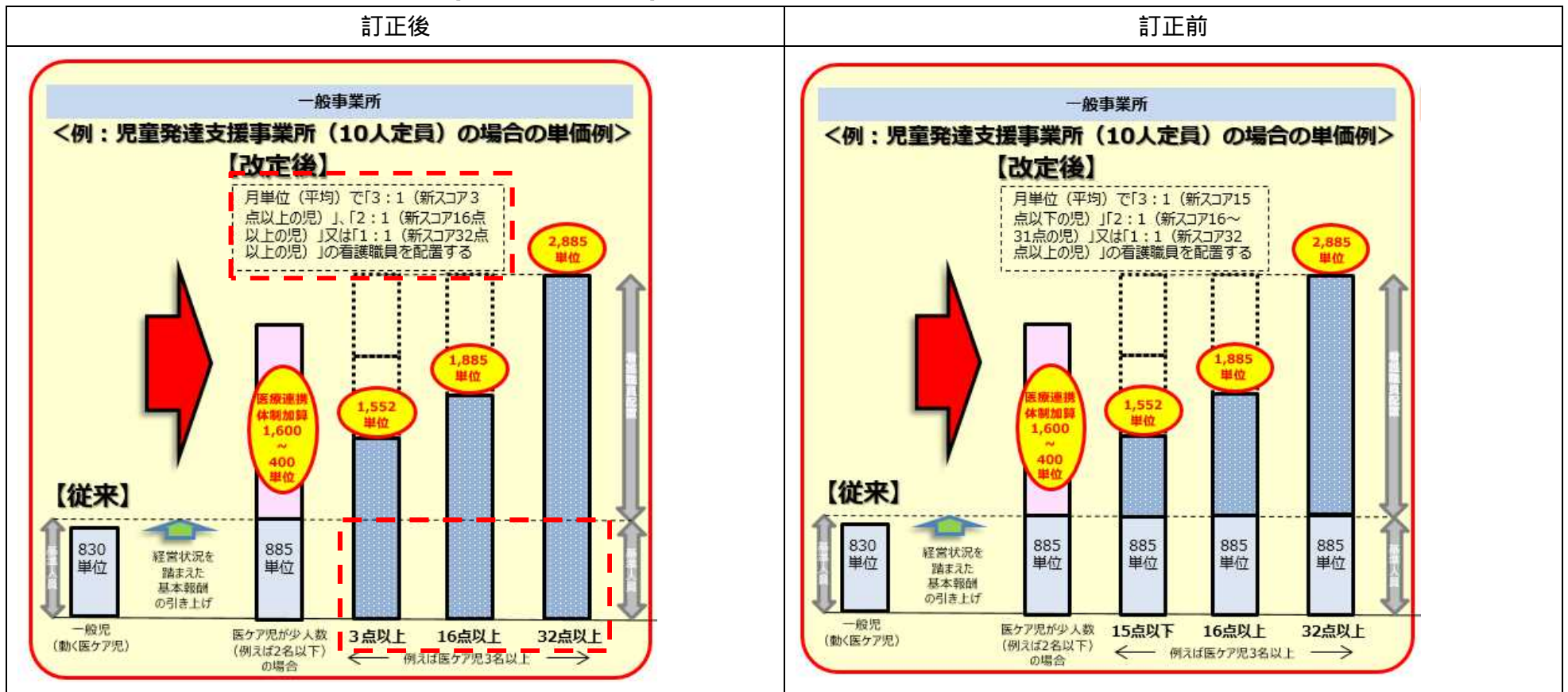


厚生労働省ホームページに掲載している「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」及び「障害福祉サービス費等の報酬算定構造」には、以下の修正点を反映済

資料の一部訂正について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の主な改定内容（修正箇所は赤色の点線囲み部分）

P12 医療的ケア児の基本報酬の創設（障害児通所支援）



★医療的ケアの新判定スコア

■ 点数変更（要件変更を含む） □ 追加項目

項目	医療的ケアのスコア を見直すとともに、新たに「見守りスコア」を設定	見守りスコア			
		基本スコア	要	準	高
人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理		10	2	1	0
2 気管切開の管理		8	2	0	0
3 鼻咽喉エアウェイの管理		5	1	0	0
4 酸素療法		8	1	0	0
5 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）		8	1	0	0
6 ネブライザーの管理		3	0	0	0
7 経管栄養	経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻 持続経管注入ポンプ使用	8	2	0	0
8 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）		8	2	0	0
9 その他の注射管理	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。） (2) 持続皮下注射ポンプの使用	5	1	0	0
10 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）	埋め込み式血糖測定器による血糖測定	3	1	0	0
11 継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）		8	2	0	0
12 導尿	(1) 間欠的導尿 (2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ）	5	0	0	0
13 排便管理	(1) 消化管ストーマ (2) 排便又は洗腸 (3) 浣腸	5	1	0	0
14 嚥下時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置		3	2	1	2

○ 今回改定においては、いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコア（右下欄★）を用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。
基本報酬においては、医療濃度に応じ、「3：1（新スコア3点以上の児）」、「2：1（新スコア16点以上の児）」又は「1：1（新スコア32点以上の児）」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合は必要な額を手当て。

★医療的ケアの新判定スコア

■ 点数変更（要件変更を含む） □ 追加項目

項目	医療的ケアのスコア を見直すとともに、新たに「見守りスコア」を設定	見守りスコア			
		基本スコア	要	準	高
人工呼吸器（NPPV、ネイザルハイフロー、1パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）		10	2	1	0
2 気管切開		8	2	0	0
3 鼻咽喉エアウェイ		5	1	0	0
4 酸素療法		8	1	0	0
5 吸引	口鼻腔・気管内吸引	8	1	0	0
6 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入		3	0	0	0
7 経管栄養	経鼻胃管、胃瘻 経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻 持続経管注入ポンプ使用	8	2	0	0
8 中心静脈カテーテル	中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など	8	2	0	0
9 その他の注射管理	皮下注射（インスリン、麻薬など） 持続皮下注射ポンプ使用	5	1	0	0
10 血糖測定	利用時間中の観血的血糖測定器 埋め込み式血糖測定器による血糖測定	3	0	0	0
11 継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）		8	2	0	0
12 排尿管理	利用時間中の間欠的導尿 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	5	0	0	0
13 排便管理	消化管ストーマ 利用時間中の排便・洗腸 利用時間中の浣腸	5	1	0	0
14 嚥下時の管理	座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など	3	2	1	2

○ 今回改定においては、いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコア（右下欄★）を用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。
基本報酬においては、医療濃度に応じ、「3：1（新スコア15点以下の児）」、「2：1（新スコア16～31点の児）」又は「1：1（新スコア32点以上の児）」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合は必要な額を手当て。

P 16 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し

<p>訂正後</p>	<p>【ソーシャルワーカーの概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 304 689 352">区 分</th> <th data-bbox="689 304 2040 352">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 352 689 400">ソーシャルワーカーの資格要件</td> <td data-bbox="689 352 2040 400">社会福祉士、5年以上障害福祉サービス・相談支援・障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援に従事した者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 400 689 448">配置対象施設</td> <td data-bbox="689 400 2040 448">福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 448 689 520">主な役割</td> <td data-bbox="689 448 2040 520"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所児童が18歳になり退所して地域のグループホーム等に移行していくため、地域の様々な社会資源等と有機的に結びつける ・ 障害児について里親やファミリーホームの施策の活用による家庭的な養育環境を推進する など </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	概 要	ソーシャルワーカーの資格要件	社会福祉士、5年以上障害福祉サービス・相談支援・障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援に従事した者	配置対象施設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所児童が18歳になり退所して地域のグループホーム等に移行していくため、地域の様々な社会資源等と有機的に結びつける ・ 障害児について里親やファミリーホームの施策の活用による家庭的な養育環境を推進する など
区 分	概 要								
ソーシャルワーカーの資格要件	社会福祉士、5年以上障害福祉サービス・相談支援・障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援に従事した者								
配置対象施設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設								
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所児童が18歳になり退所して地域のグループホーム等に移行していくため、地域の様々な社会資源等と有機的に結びつける ・ 障害児について里親やファミリーホームの施策の活用による家庭的な養育環境を推進する など 								
<p>訂正前</p>	<p>【ソーシャルワーカーの概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 687 689 735">区 分</th> <th data-bbox="689 687 2040 735">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 735 689 783">ソーシャルワーカーの資格要件</td> <td data-bbox="689 735 2040 783">社会福祉士、5年以上障害福祉サービス等に従事した者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 783 689 831">配置対象施設</td> <td data-bbox="689 783 2040 831">福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 831 689 903">主な役割</td> <td data-bbox="689 831 2040 903"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所児童が18歳になり退所して地域のグループホーム等に移行していくため、地域の様々な社会資源等と有機的に結びつける ・ 障害児について里親やファミリーホームの施策の活用による家庭的な養育環境を推進する など </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	概 要	ソーシャルワーカーの資格要件	社会福祉士、5年以上障害福祉サービス等に従事した者	配置対象施設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所児童が18歳になり退所して地域のグループホーム等に移行していくため、地域の様々な社会資源等と有機的に結びつける ・ 障害児について里親やファミリーホームの施策の活用による家庭的な養育環境を推進する など
区 分	概 要								
ソーシャルワーカーの資格要件	社会福祉士、5年以上障害福祉サービス等に従事した者								
配置対象施設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設								
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所児童が18歳になり退所して地域のグループホーム等に移行していくため、地域の様々な社会資源等と有機的に結びつける ・ 障害児について里親やファミリーホームの施策の活用による家庭的な養育環境を推進する など 								

P 20 医療連携体制加算の見直し

<p>訂正後</p>	<p>注1) 重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助は、時間の設定なし。 注2) 児童発達支援においては、月あたりの利用者数が一定数以上の場合は、医療的ケア児の基本報酬を算定する。 ※ 上記の他、喀痰吸引等に係る指導・実施に係る単価あり。</p>
<p>訂正前</p>	<p>注1) 重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助は、時間の設定なし。 ※ 上記の他、喀痰吸引等に係る指導・実施に係る単価あり。</p>

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（修正箇所は黄色マーカー部分）

P25 (1)療養介護 対象者要件の明文化

訂正後	訂正前
<p>(1)療養介護 対象者要件の明文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)障害者支援施設での受け入れが困難な障害支援区分5以上の者であって、(a)高度な医療的ケアを必要とする者、(b)強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者、(c)遷延性意識障害で医療的ケアを必要とする者のほか、(2)これらに準じる状態と市町村が認めた者を療養介護の対象者として明文化する。 	<p>(1)療養介護 対象者要件の明文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設での受け入れが困難な障害支援区分5以上の者であって、(1)高度な医療的ケアを必要とする者、(2)強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者、(3)遷延性意識障害で医療的ケアを必要とする者、(4)これらに準じる状態と市町村が認めた者を療養介護の対象者として明文化する。

P26、27 (2)生活介護 常勤看護職員等配置加算の拡充

訂正後	訂正前
<p>判定スコアの項目 レスピレーター管理 気管内挿管、気管切開 鼻咽頭エアウェイ O2吸入又はspO2 90パーセント以下の状態が10パーセント以上 6回/日以上以上の頻回の吸引 ネブライザー6回/日以上又は継続使用 IVH 経管（経鼻・胃ろう含む。） 腸ろう・腸管栄養 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）</p>	<p>判定スコアの項目 レスピレーター管理 気管内挿管、気管切開 鼻咽頭エアウェイ O2吸入又はspO2 90パーセント以下の状態が10パーセント以上 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8、6回/日以上以上の頻回の吸引 ネブライザー6回/日以上又は継続使用 IVH 経口摂取（全介助） 経管（経鼻・胃ろう含む。） 腸ろう・腸管栄養</p>

<p>継続する透析（腹膜灌(かん)流を含む。） 定期導尿 3回 / 日以上 人工肛門</p>	<p>持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を 3回 / 日以上 継続する透析（腹膜灌(かん)流を含む。） 定期導尿 3回 / 日以上 人工肛門 体位交換 6回 / 日以上</p>
<p>判定スコアの項目</p> <ul style="list-style-type: none"> — 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理 — 気管切開の管理 — 鼻咽頭エアウェイの管理 — 酸素療法 — 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。） — ネブライザーの管理 — 経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻、持続経管注入ポンプ使用） — 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等） — 皮下注射（皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。）持続皮下注射ポンプ使用） — 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。） — 継続的な透析（血液透析、腹膜透析等） — 導尿（間欠的導尿、持続的導尿（尿道留置カテ - テル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ）） — 排便管理（消化管ストーマの使用、排便又は洗腸、浣腸） — 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置 	<p>判定スコアの項目</p> <ul style="list-style-type: none"> — 人工呼吸器（非侵襲的陽圧換気療法、NPPV、ネイザルハイフロー、パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む） — 気管切開 — 鼻咽頭エアウェイ — 酸素療法 — 吸引（口鼻腔・気管内吸引） — 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入 — 経管栄養（経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻、経鼻胃管、胃瘻、持続経管注入ポンプ使用） — 中心静脈カテーテル（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など） — その他の注射管理（皮下注射（インスリン、麻薬など）持続皮下注射ポンプ使用） — 血糖測定（利用時間中の観血的血糖測定器、埋め込み式血糖測定器による血糖測定） — 継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む） — 排尿管理（利用時間中の間欠的導尿、持続的導尿（尿道留置カテ - テル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）） — 排便管理（消化管ストーマ、利用時間中の排便・洗腸、利用時間中の浣腸） — 痙攣時の管理（坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など）

P29 (3) 短期入所 医療型短期入所の対象者要件の見直し

訂正後	訂正前
<p>[見直し後] 医療型短期入所サービス費()若しくは()又は医療型特定短期入所サービス費()()()若しくは()</p> <p>ア 18歳以上の利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ・ 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者 ・ 重症心身障害者 ・ 区分5以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者 ・ 区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者 ・ 区分5以上に該当し、その他これらに準ずる者として市町村が認めた者 <p>イ 障害児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症心身障害児 ・ 医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児 	<p>[見直し後] 医療型短期入所サービス費()若しくは()又は医療型特定短期入所サービス費()()()若しくは()</p> <p>ア 18歳以上の利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ・ 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者 ・ 重症心身障害者 ・ 区分5以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者 ・ 区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者 ・ その他これらに準ずる者として市町村が認めた者 <p>イ 障害児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症心身障害児 ・ 医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児

P31 (1) 施設入所支援 口腔衛生管理の充実

訂正後	訂正前
<p>口腔衛生管理加算【新設】 90単位/月</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。</p>	<p>口腔衛生管理加算【新設】 90単位/月</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。</p>

P 32、33 (1) 施設入所支援 摂食・嚥下機能支援の充実

訂正後	訂正前
<p>[現行]</p> <p>注1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、<u>経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には</u>、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(略)</p> <p>[見直し後]</p> <p>注1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに<u>経口による食事の摂取を進めるための</u>経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士<u>による栄養管理及び支援が行われた場合は</u>、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。<u>ただし、この場合において、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、加算しない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>[現行]</p> <p>1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(略)</p> <p>[見直し後]</p> <p>1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。<u>ただし、この場合において、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。</u></p> <p>(略)</p>
<p>[見直し後]</p> <p>(1) 経口維持加算() 400単位/月</p> <p>指定障害者支援施設等において、<u>現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥(えん)が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)</u>を受</p>	<p>[見直し後]</p> <p>イ 経口維持加算() 400単位/月</p> <p>指定障害者支援施設等において、<u>医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)</u>を受けた管理栄養士又は栄養士が、<u>継続して経口による食事の摂取を進めるための特別</u></p>

<p>けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>(2) 経口維持加算() 100単位/月 協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設等が、経口維持加算()を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に規定する医師を除く。) 歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p>	<p>な管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>□ 経口維持加算() 100単位/月 協力歯科医療機関を定めている障害者支援施設等が、経口維持加算()を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に規定する医師を除く。) 歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p>
--	---

P 64 (1) 障害児入所支援における共通事項 ソーシャルワーカーの配置の評価

訂正後	訂正前
<p>ソーシャルワーカーの配置の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域移行に向けた支援として、障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカー(社会福祉士、 障害福祉サービス事業、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者)を専任で配置することを評価する加算を設ける。 	<p>ソーシャルワーカーの配置の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域移行に向けた支援として、障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカー(社会福祉士、 障害福祉サービス事業、障害児通所支援又は障害児入所支援に5年以上従事した経験を有する者)を専任で配置することを評価する加算を設ける。

P 107～114 別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて（児童発達支援）

訂正後	訂正前
<p>第1 児童発達支援 児童発達支援給付費（1日につき） イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p>	<p>第1 児童発達支援 児童発達支援給付費（1日につき） イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p>
<p>__ 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合</p>	<p>__ 医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合</p>
<p>__ 医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合</p>	<p>__ 医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合</p>
<p>ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p>	<p>ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p>
<p>__ 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合</p>	<p>__ 医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合</p>
<p>__ 医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合</p>	<p>__ 医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合</p>
<p>ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。） 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</p>	<p>ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。） 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</p>
<p>(ニ) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合</p>	<p>(ニ) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合</p>
<p>(ニ) 医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合</p>	<p>(ニ) 医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合</p>
<p>以外の場合</p>	<p>以外の場合</p>
<p>(ニ) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合</p>	<p>(ニ) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合</p>
<p>(ニ) 医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合</p>	<p>(ニ) 医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合</p>

別表：医療的ケア判定スコア（児童発達支援、放課後等デイサービス共通）

医療的ケア判定スコア	基本スコア	見守りスコア		
		高	中	低
人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理N	10	2	1	0
気管切開の管理	8	2		0
鼻咽頭エアウェイの管理	5	1		0
酸素療法	8	1		0
吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）	8	1		0
ネブライザーの管理	3		0	
経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻	8	2	0
	(2) 持続経管注入ポンプ使用	3	1	0
中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）	8	2		0
その他の注射管理	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬麻薬等の注射を含む。）	5	1	0
	(2) 持続皮下注射ポンプの使用	3	1	0
血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）	3	1		0
継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）	8	2		0

別表：医療的ケア判定スコア（児童発達支援、放課後等デイサービス共通）

医療的ケア判定スコア	基本スコア	見守りスコア		
		高	中	低
人工呼吸器（NPPV、ネイブルイロー、パージョンベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）	10	2	1	0
気管切開	8	2		0
鼻咽頭エアウェイ	5	1		0
酸素療法	8	1		0
吸引	口鼻腔・気管内吸引	8	1	0
利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入	3		0	
経管栄養	経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	8	2	0
	経鼻胃管、胃瘻	8	2	0
	持続経管注入ポンプ使用	3	1	0
中心静脈カテーテル	中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など	8	2	0
その他の注射管理	皮下注射（インスリン、麻薬など）	5	1	0
	持続皮下注射ポンプ使用	3	1	0
血糖測定	利用時間中の観血的血糖測定器	3		0
	埋め込み式血糖測定器による血糖測定	3	1	0
継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）	8	2		0
排尿管理	利用時間中の間欠的導尿	5	0	

導尿	(1) 間欠的導尿	5	0	
	(2) 持続的導尿（尿道留置カテ - テル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ）	3	1	0
排便管理	(1) 消化管ストーマの使用	5	1	0
	(2) 摘便又は洗腸	5	0	
	(3) 浣腸	3	0	
痙攣時における坐剤挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置		3	2	0

(注)

「13 . 排便管理」における「 浣腸」は、市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50%程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。）を用いて浣腸を施す場合を除く。

	持続的導尿（尿道留置カテ - テル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	3	1	0
排便管理	消化管ストーマ	5	1	0
	利用時間中の摘便、洗腸	5	0	
	利用時間中の浣腸	3	0	
痙攣時の管理	坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など	3	2	0

< 注意事項 >

- 1) 人工呼吸器の見守りスコアについては、人工呼吸器回路が外れた場合、自発呼吸がないために直ちに対応する必要がある場合は「高」2点、直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合は「中」1点、それ以外の場合は「低」0点と分類する。
- 2) 人工呼吸器と気管切開の両方に該当する場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。
- 3) 血糖測定、 排尿管理、 排便管理については、細項目のいずれか一つを選択する。
- 4) インスリン持続皮下注射ポンプと埋め込み式血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。

P 114 ~ 116 別紙 1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて（放課後等デイサービス）

訂正後	訂正前
第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき） イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。） <u>区分1（3時間以上）</u>	第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき） イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。） <u>区分1（3時間以上）</u>
<u>（ニ）医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合</u>	<u>（ニ）医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合</u>
<u>（三）医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合</u>	<u>（三）医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合</u>
<u>__ 区分2（3時間未満）</u>	<u>__ 区分2（3時間未満）</u>
<u>（ニ）医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合</u>	<u>（ニ）医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合</u>
<u>（三）医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合</u>	<u>（三）医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合</u>
ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）	ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）
<u>__ 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合</u>	<u>__ 医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合</u>
<u>__ 医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合</u>	<u>__ 医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合</u>

P 154 別紙 7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について

訂正後	訂正前
< 共同生活援助（外部サービス利用型） > イ（ ） 所定単位数 × 1.9% ロ（ ） 所定単位数 × 1.6%	< 共同生活援助（外部サービス利用型） > イ（ ） 所定単位数 × 1.9% ロ（ ） 所定単位数 × 1.6%

障害福祉サービス費等の報酬算定構造（修正箇所は黄色マーカー部分）

P 7 生活介護サービス費

訂正後	福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×44/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能 注4 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×61/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×44/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×25/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定の90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定の80/100)
		ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×32/1,000)	
		ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×18/1,000)	
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき 所定の90/100)		
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき 所定の80/100)		
	福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき 所定単位×6/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×14/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×17/1,000)	
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×13/1,000)		
訂正前	福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×44/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
		ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×32/1,000)	
		ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×18/1,000)	
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき 所定の90/100)		
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき 所定の80/100)		
	福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき 所定単位×6/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×14/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計	
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×13/1,000)		

P 15 重度障害者等包括支援サービス費

訂正後	訂正前								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 272 622 520"> <p style="text-align: center;">注</p> <p>緊急時の対応を行い、地域生活支援拠点等の場合 ※ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象</p> </td> <td data-bbox="638 272 806 520"> <p style="text-align: center;">注</p> <p>緊急時の対応を行い、地域生活支援拠点等の場合 ※ 自立生活援助のみ対象</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 528 622 775"> <p>1回につき + 50単位</p> </td> <td data-bbox="638 528 806 775"> <p>1回につき + 50単位</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">注</p> <p>緊急時の対応を行い、地域生活支援拠点等の場合 ※ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象</p>	<p style="text-align: center;">注</p> <p>緊急時の対応を行い、地域生活支援拠点等の場合 ※ 自立生活援助のみ対象</p>	<p>1回につき + 50単位</p>	<p>1回につき + 50単位</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1426 272 1594 520"> <p style="text-align: center;">注</p> <p>緊急時対応加算を算定し、地域生活支援拠点等の場合 ※ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象</p> </td> <td data-bbox="1610 272 1778 520"> <p style="text-align: center;">注</p> <p>緊急時支援加算(1)を算定し、地域生活支援拠点等の場合 ※ 自立生活援助のみ対象</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1426 528 1594 775"> <p>1回につき + 50単位</p> </td> <td data-bbox="1610 528 1778 775"> <p>1回につき + 50単位</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">注</p> <p>緊急時対応加算を算定し、地域生活支援拠点等の場合 ※ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象</p>	<p style="text-align: center;">注</p> <p>緊急時支援加算(1)を算定し、地域生活支援拠点等の場合 ※ 自立生活援助のみ対象</p>	<p>1回につき + 50単位</p>	<p>1回につき + 50単位</p>
<p style="text-align: center;">注</p> <p>緊急時の対応を行い、地域生活支援拠点等の場合 ※ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象</p>	<p style="text-align: center;">注</p> <p>緊急時の対応を行い、地域生活支援拠点等の場合 ※ 自立生活援助のみ対象</p>								
<p>1回につき + 50単位</p>	<p>1回につき + 50単位</p>								
<p style="text-align: center;">注</p> <p>緊急時対応加算を算定し、地域生活支援拠点等の場合 ※ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象</p>	<p style="text-align: center;">注</p> <p>緊急時支援加算(1)を算定し、地域生活支援拠点等の場合 ※ 自立生活援助のみ対象</p>								
<p>1回につき + 50単位</p>	<p>1回につき + 50単位</p>								

P 23 生活訓練サービス費

訂正後	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">(1月につき + 所定単位×67/1,000)</td> <td rowspan="5" style="background-color: #ffff00;"> 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能 注4 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×68/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×50/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位×28/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100) </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">(1月につき + 所定単位×49/1,000)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">(1月につき + 所定単位×27/1,000)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">(1月につき +ハの90/100)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">(1月につき +ハの80/100)</td> </tr> </table>	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×67/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能 注4 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×68/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×50/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位×28/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×49/1,000)	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位×27/1,000)	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)	<p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>(1月につき + 所定単位×40/1,000)</p> <p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>(1月につき + 所定単位×36/1,000)</p>
	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×67/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能 注4 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×68/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×50/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位×28/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)										
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×49/1,000)											
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位×27/1,000)												
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)												
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)												
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #e0ffe0;">福祉・介護職員処遇改善特別加算</td> <td rowspan="2" style="background-color: #ffff00;"> 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #e0ffe0;">(1月につき + 所定単位×8/1,000)</td> </tr> </table>	福祉・介護職員処遇改善特別加算		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能	(1月につき + 所定単位×8/1,000)		<p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>(1月につき + 所定単位×40/1,000)</p> <p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>(1月につき + 所定単位×36/1,000)</p>							
福祉・介護職員処遇改善特別加算		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能											
(1月につき + 所定単位×8/1,000)													
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #e0ffe0;">福祉・介護職員等特定処遇改善加算</td> <td rowspan="2" style="background-color: #ffff00;"> 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき + 所定単位×26/1,000) </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #e0ffe0;">(1月につき + 所定単位×36/1,000)</td> </tr> </table>	福祉・介護職員等特定処遇改善加算		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき + 所定単位×26/1,000)	(1月につき + 所定単位×36/1,000)		<p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>(1月につき + 所定単位×40/1,000)</p> <p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>(1月につき + 所定単位×36/1,000)</p>							
福祉・介護職員等特定処遇改善加算		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき + 所定単位×26/1,000)											
(1月につき + 所定単位×36/1,000)													
訂正前	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">(1月につき + 所定単位×67/1,000)</td> <td rowspan="5" style="background-color: #ffff00;"> 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">(1月につき + 所定単位×49/1,000)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">(1月につき + 所定単位×27/1,000)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">(1月につき +ハの90/100)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">(1月につき +ハの80/100)</td> </tr> </table>	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×67/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×49/1,000)	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位×27/1,000)	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)	<p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>(1月につき + 所定単位×40/1,000)</p> <p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>(1月につき + 所定単位×36/1,000)</p>
	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×67/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能										
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×49/1,000)											
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位×27/1,000)												
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)												
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)												
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #e0ffe0;">福祉・介護職員処遇改善特別加算</td> <td rowspan="2" style="background-color: #ffff00;"> 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #e0ffe0;">(1月につき + 所定単位×8/1,000)</td> </tr> </table>	福祉・介護職員処遇改善特別加算		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能	(1月につき + 所定単位×8/1,000)		<p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>(1月につき + 所定単位×40/1,000)</p> <p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>(1月につき + 所定単位×36/1,000)</p>							
福祉・介護職員処遇改善特別加算		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能											
(1月につき + 所定単位×8/1,000)													
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #e0ffe0;">福祉・介護職員等特定処遇改善加算</td> <td rowspan="2" style="background-color: #ffff00;"> 注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #e0ffe0;">(1月につき + 所定単位×36/1,000)</td> </tr> </table>	福祉・介護職員等特定処遇改善加算		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計	(1月につき + 所定単位×36/1,000)		<p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>(1月につき + 所定単位×40/1,000)</p> <p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>(1月につき + 所定単位×36/1,000)</p>							
福祉・介護職員等特定処遇改善加算		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計											
(1月につき + 所定単位×36/1,000)													

P 27 就労移行支援サービス費

訂正後	福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 64 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能 注4 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 67 / 1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 49 / 1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 27 / 1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + ハの90 / 100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + ハの80 / 100)
		ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位 × 47 / 1,000)	
		ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位 × 26 / 1,000)	
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき + ハの90 / 100)		
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき + ハの80 / 100)		
	福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき + 所定単位 × 9 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 17 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき + 所定単位 × 18 / 1,000)	
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位 × 15 / 1,000)		
訂正前	福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 64 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
		ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位 × 47 / 1,000)	
		ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位 × 26 / 1,000)	
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき + ハの90 / 100)		
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき + ハの80 / 100)		
	福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき + 所定単位 × 9 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 17 / 1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計	
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位 × 15 / 1,000)		

P 28 就労移行支援（養成）サービス費

訂正後	福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 64 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能 注4 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 67 / 1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 49 / 1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 27 / 1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + ハの90 / 100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + ハの80 / 100)
		ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位 × 47 / 1,000)	
		ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位 × 26 / 1,000)	
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき + ハの90 / 100)		
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき + ハの80 / 100)		
	福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき + 所定単位 × 9 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 17 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき + 所定単位 × 18 / 1,000)
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき + 所定単位 × 15 / 1,000)		
訂正前	福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 64 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
		ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位 × 47 / 1,000)	
		ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位 × 26 / 1,000)	
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき + ハの90 / 100)		
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき + ハの80 / 100)		
	福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき + 所定単位 × 9 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 17 / 1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき + 所定単位 × 15 / 1,000)		

P31 就労継続支援A型サービス費

訂正後	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">福祉・介護職員処遇改善加算</td> <td>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</td> <td>(1月につき + 所定単位×57/1,000)</td> <td rowspan="5"> 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能 注4 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×65/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×47/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位×26/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + ハの80/100) </td> </tr> <tr> <td>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</td> <td>(1月につき + 所定単位×41/1,000)</td> </tr> <tr> <td>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</td> <td>(1月につき + 所定単位×23/1,000)</td> </tr> <tr> <td>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)</td> <td>(1月につき + ハの90/100)</td> </tr> <tr> <td>ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)</td> <td>(1月につき + ハの80/100)</td> </tr> </table>	福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×57/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能 注4 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×65/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×47/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位×26/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + ハの80/100)	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×41/1,000)	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位×23/1,000)	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + ハの90/100)	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき + ハの80/100)	<table border="1"> <tr> <td>福祉・介護職員処遇改善特別加算</td> <td>(1月につき + 所定単位×7/1,000)</td> <td> 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能 </td> </tr> </table>	福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき + 所定単位×7/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	福祉・介護職員処遇改善加算		イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×57/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能 注4 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×65/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×47/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位×26/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + ハの80/100)											
			ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×41/1,000)													
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			(1月につき + 所定単位×23/1,000)														
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)			(1月につき + ハの90/100)														
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき + ハの80/100)															
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき + 所定単位×7/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">福祉・介護職員等特定処遇改善加算</td> <td>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</td> <td>(1月につき + 所定単位×17/1,000)</td> <td rowspan="2"> 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき + 所定単位×18/1,000) </td> </tr> <tr> <td>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</td> <td>(1月につき + 所定単位×15/1,000)</td> </tr> </table>	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×17/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき + 所定単位×18/1,000)	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×15/1,000)											
福祉・介護職員等特定処遇改善加算		イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×17/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき + 所定単位×18/1,000)												
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×15/1,000)															
訂正前	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">福祉・介護職員処遇改善加算</td> <td>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</td> <td>(1月につき + 所定単位×57/1,000)</td> <td rowspan="5"> 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能 </td> </tr> <tr> <td>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</td> <td>(1月につき + 所定単位×41/1,000)</td> </tr> <tr> <td>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</td> <td>(1月につき + 所定単位×23/1,000)</td> </tr> <tr> <td>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)</td> <td>(1月につき + ハの90/100)</td> </tr> <tr> <td>ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)</td> <td>(1月につき + ハの80/100)</td> </tr> </table>	福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×57/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×41/1,000)	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位×23/1,000)	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき + ハの90/100)	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき + ハの80/100)	<table border="1"> <tr> <td>福祉・介護職員処遇改善特別加算</td> <td>(1月につき + 所定単位×7/1,000)</td> <td> 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能 </td> </tr> </table>	福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき + 所定単位×7/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	福祉・介護職員処遇改善加算		イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×57/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能											
			ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×41/1,000)													
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			(1月につき + 所定単位×23/1,000)														
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)			(1月につき + ハの90/100)														
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき + ハの80/100)															
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき + 所定単位×7/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">福祉・介護職員等特定処遇改善加算</td> <td>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</td> <td>(1月につき + 所定単位×17/1,000)</td> <td rowspan="2"> 注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 </td> </tr> <tr> <td>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</td> <td>(1月につき + 所定単位×15/1,000)</td> </tr> </table>	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×17/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×15/1,000)											
福祉・介護職員等特定処遇改善加算		イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位×17/1,000)		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計												
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位×15/1,000)															

P 34 就労継続支援 B 型サービス費

訂正後	福祉・介護職員 処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 54 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能 注4 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 54 / 1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 47 / 1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 26 / 1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + ハの90 / 100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + ハの80 / 100)
		ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位 × 40 / 1,000)	
		ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位 × 22 / 1,000)	
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき + ハの90 / 100)		
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき + ハの80 / 100)		
	福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき + 所定単位 × 7 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 17 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき + 所定単位 × 18 / 1,000)
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき + 所定単位 × 15 / 1,000)		
訂正前	福祉・介護職員 処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 54 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
		ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + 所定単位 × 40 / 1,000)	
		ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + 所定単位 × 22 / 1,000)	
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき + ハの90 / 100)		
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき + ハの80 / 100)		
	福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき + 所定単位 × 7 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 17 / 1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき + 所定単位 × 15 / 1,000)		

P 51 ~ 56 児童発達支援給付費

訂正後		訂正前	
<p>(2)医療的ケア児 (16点以上)の場合</p>	<p>(一) 定員30人以下 (2,086単位)</p>	<p>(2)医療的ケア児 (16点以上32点未 満)の場合</p>	<p>(一) 定員30人以下 (2,086単位)</p>
<p>(3)医療的ケア児 (3点以上)の場合</p>	<p>(一) 定員30人以下 (1,753単位)</p>	<p>(3)医療的ケア児 (16点未満)の場 合</p>	<p>(一) 定員30人以下 (1,753単位)</p>
<p>(2)医療的ケア児 (16点以上)の場 合</p>	<p>(一) 定員20人以下 (2,384単位)</p>	<p>(2)医療的ケア児 (16点以上32点未 満)の場合</p>	<p>(一) 定員20人以下 (2,384単位)</p>
<p>(3)医療的ケア児 (3点以上)の場合</p>	<p>(一) 定員20人以下 (2,051単位)</p>	<p>(3)医療的ケア児 (16点未満)の場 合</p>	<p>(一) 定員20人以下 (2,051単位)</p>

(二) 医療的ケア児 (18点以上)の場合	(a) 定員10人以下 (1,885単位)	(二) 医療的ケア児 (16点以上32点未 満)の場合	(a) 定員10人以下 (1,885単位)
(三) 医療的ケア児 (2点以上)の場合	(a) 定員10人以下 (1,552単位)	(三) 医療的ケア児 (16点未満)の場 合	(a) 定員10人以下 (1,552単位)
(二) 医療的ケア児 (18点以上)の場合	(a) 定員10人以下 (1,754単位)	(二) 医療的ケア児 (16点以上32点未 満)の場合	(a) 定員10人以下 (1,754単位)
(三) 医療的ケア児 (2点以上)の場合	(a) 定員10人以下 (1,421単位)	(三) 医療的ケア児 (16点未満)の場 合	(a) 定員10人以下 (1,421単位)

P 60～62 放課後等デイサービス給付費

訂正後		訂正前	
(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 (a)定員10人以下 (1,604単位)		(二)医療的ケア児(16点以上32点未満)の場合 (a)定員10人以下 (1,604単位)	
(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 (a)定員10人以下 (1,271単位)		(三)医療的ケア児(16点未満)の場合 (a)定員10人以下 (1,271単位)	
(二)医療的ケア児(16点以上)の場合 (a)定員10人以下 (1,591単位)		(二)医療的ケア児(16点以上32点未満)の場合 (a)定員10人以下 (1,591単位)	
(三)医療的ケア児(3点以上)の場合 (a)定員10人以下 (1,258単位)		(三)医療的ケア児(16点未満)の場合 (a)定員10人以下 (1,258単位)	

<p>(2)医療的ケア児(16点以上)の場合</p>	<p>(一)定員10人以下 (1,721単位)</p>	<p>(2)医療的ケア児(16点以上32点未満)の場合</p>	<p>(一)定員10人以下 (1,721単位)</p>
<p>(3)医療的ケア児(3点以上)の場合</p>	<p>(一)定員10人以下 (1,388単位)</p>	<p>(3)医療的ケア児(16点未満)の場合</p>	<p>(一)定員10人以下 (1,388単位)</p>